

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	地方税法等・条例による賦課徴収に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

女川町は、税務における特定個人情報ファイルの取り扱いにおいて、特定個人情報の漏えい、その他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、リスクをできるだけ軽減させるために、適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

賦課徴収事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

女川町長

公表日

平成27年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務
②事務の概要	地方税その他の地方税に関する法律及び税条例の定めるところにより、町税を賦課徴収するもの。
③システムの名称	COKAS
2. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	地方税法その他の地方税に関する法律及び女川町税条例 番号法第9条第1項 別表第1 第16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号 別表第2 第27項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	鈴木浩徳
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

